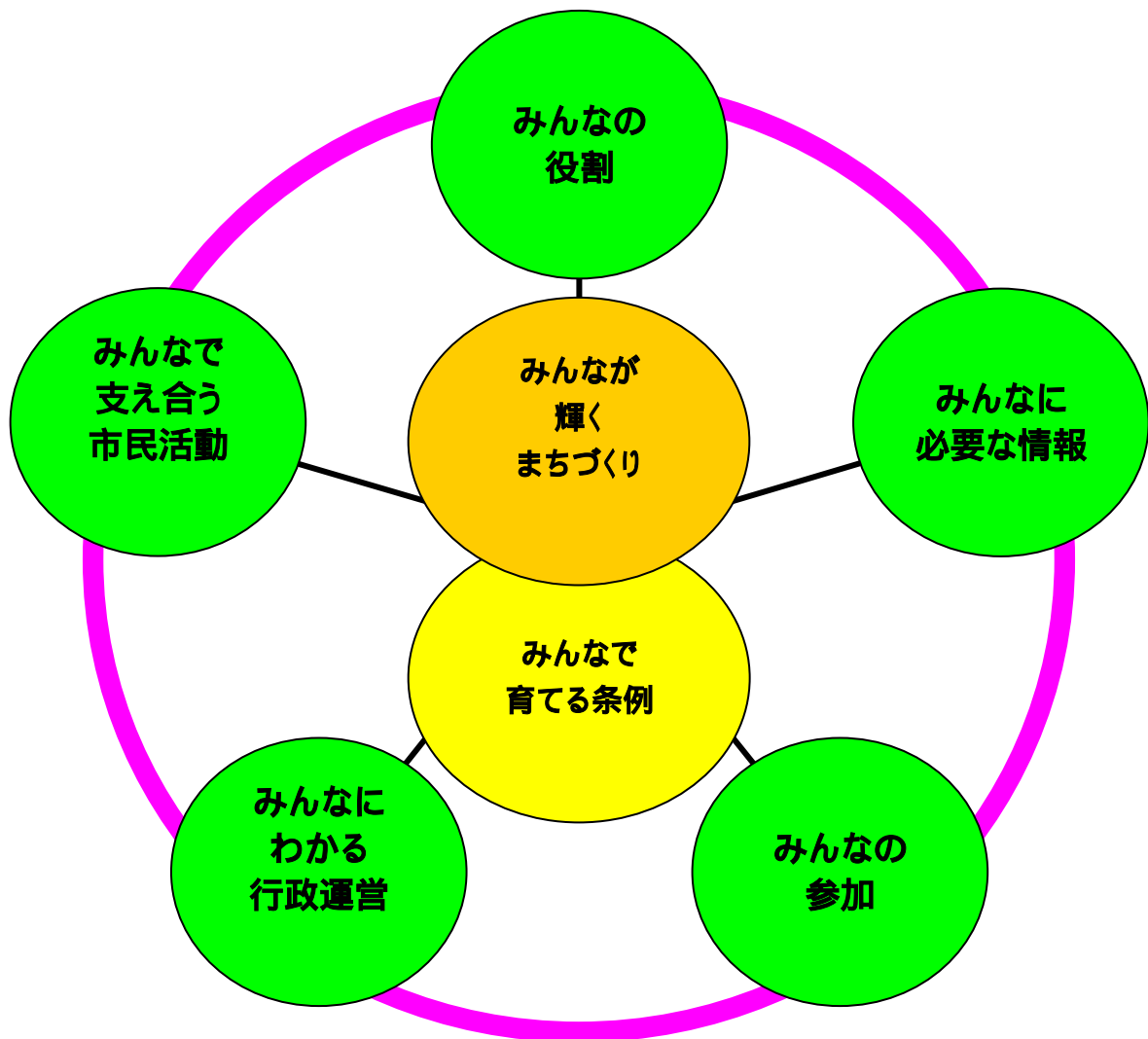


# 野洲市まちづくり基本条例案

～ ほぼえみ ときめき条例 ～



この条例は、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことなど、まちづくりの基本的な事項を定め、人権と環境を土台に市民一人一人が生き生きと輝き、生きる意味を実感し、活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的として制定します。

本市のまちづくりの最高規範として、まちにかかわるみんなの行動や判断の規準とするものです。

前文	悠久の歴史と文化を背景に、先人の知恵に学び、人が生きる原点として「人権」と「環境」に普遍的な価値を置くこと。一人一人の知恵や力を合わせ、「みんな」でよりよいまちを育てていくこと。一人の小さな一歩が大きな一歩となり、野洲の未来へつながること。	
第1章 この条例の 目的	第1条 目的 第2条 用語の意義	人権、環境 - 生命の基軸 生きる意味が実感 - 生きがい 自立した地域社会
第2章 みんなが 輝く まちづくり	第3条 人権の尊重	認め合う、思いやり
	第4条 環境への配慮	地球環境、共生、自然環境の享受
	第5条 たくましい地域経済	地産地消、新しい地域産業
	第6条 協働のまちづくり	協働の基本姿勢
	第7条 学び合い	知恵と力の育成
第3章 みんなの 役割	第8条 市民の役割	知恵と力の発揮
	第9条 市民活動団体の役割	市民活動の受け皿
	第10条 自治会の役割	地域自治の主体、市民活動との連携
	第11条 事業者の役割	社会的責任
	第12条 市議会の役割	
	第13条 市長及び市の役割 第14条 市職員の役割	知恵と力の反映
第4章 みんなに 必要な情報	第15条 知る権利	行政情報を知る権利
	第16条 行政情報と市民情報の共有	行政・市民情報の共有
	第17条 市民活動の情報	市民活動の情報の活用
	第18条 個人情報保護	個人情報保護
第5章 みんなの 参加	第19条 まちづくりへの参加権	参加の権利
	第20条 参加機会の保障	会議の公開、審議会等の市民参加、広聴制度の充実
	第21条 市民への意見募集	市民意見の反映
	第22条 住民投票	原則 16歳以上
第6章 みんなに わかる 行政運営	第23条 行政評価	事務・事業成果の公表
	第24条 財政運営	財政の健全性確保と公表
第7章 みんなで 支え合う 市民活動	第25条 市民活動の促進	市民活動の充実
	第26条 基金の設置	原資の調達
第8章 みんなで 育てる条例	第27条 この条例の位置付け	まちづくりの最高規範
	第28条 継続的な改善	継続的改善
	第29条 野洲市まちづくり基本条例 推進委員会	実効性の確認
	第30条 条例の見直し	4年を超えない期間の見直し

## 野洲市まちづくり基本条例（案）

### 目次

#### 前文

- 第1章 この条例の目的（第1条・第2条）
  - 第2章 みんなが輝くまちづくり（第3条 第7条）
  - 第3章 みんなの役割（第8条 第14条）
  - 第4章 みんなに必要な情報（第15条 第18条）
  - 第5章 みんなの参加（第19条 - 第22条）
  - 第6章 みんなにわかる行政運営（第23条・第24条）
  - 第7章 みんなで支え合う市民活動（第25条・第26条）
  - 第8章 みんなで育てる条例（第27条 - 第30条）
- 付則

### 前文

里山に朝日が昇り、湖面に夕陽を照らす。そして、移りゆく四季  
近江富士と呼ばれる三上山に緑連なる山  
日本最大で世界有数の古代湖である琵琶湖  
滋賀県最大の野洲川や日野川に代表されるふるさとの川  
その恵みにより形成された肥沃な大地  
そして、そこに息づく多くの生き物

このような豊かな自然を背景に、約2万年前の旧石器時代、野洲の人々の歴史が始まります。

日本最大の銅鐸や数々の古墳、木簡の出土などからわかるように、狩猟や漁労に加え、早くから農耕生活が根づきました。野洲の歴史や文化は、その生産力を支えとしながら、中山道や朝鮮人街道による東西の交通、琵琶湖や野洲川をめぐる舟運など、様々な交流から生み出されてきました。

悠久の歴史は、のどかに広がる田園、里山や湖での営みや商い、地域の誇るべき伝統や文化にも受け継がれるとともに、利便性の高い交通網により、住民の増加や企業立地が進み、新しい文化がはぐくまれるなど、魅力ある多様性に富んだまちへとつながっています。

私たちは、先人がどのような問題にぶつかり、どう解決してきたのかを模索しながら、日本や世界を視野に入れ、「安心安全で、誰もが暮らしやすく生きがいの持てる社会」を次世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。

歴史と今がつながる

人と人がつながる

人と自然がつながる

一人の小さな一歩が大きな一歩につながる

それが野洲の未来へつながるよう

ここに野洲市まちづくり基本条例を制定します。

一人一人の、またみんなの知恵や力が生かされるとき、人は輝き、「ほほえみ」が生まれ「ときめき」を感じることから、この条例を「ほほえみ ときめき条例」と称することができます。

## 第1章 この条例の目的

### (目的)

第1条 この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

### 【条文の概要】

- ・まちを構成する主体（市民、市議会及び市）の役割を確認し、まずは、今できることから始めようという考え方を基本に、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の活動を更に広げるとともに各主体が協働することにより、市民一人一人の人権が大切にされ、人が生き生きと輝き、環境に配慮した暮らしぶりを実践することで、生きる意味を実感し、活力ある自立した地域社会の実現を図ることとしています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は市内で活動する人若しくは団体及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む企業及び事業所をいいます。
- (3) 市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。
- (4) 自治会 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。
- (5) 市 市長その他本市の執行機関をいいます。
- (6) まちづくり 公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくことをいいます。

### 【条文の概要】

- ・この条例において、規定する用語のうち共通の認識を必要とするものを明らかにしています。
- ・「市民」には、市内に住所を有する外国人や子どもたちも含まれています。また、「市内で活動する人若しくは団体」とは、市内の市民活動団体、自治会などをいいます。
- ・「宗教に関する活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動をいいます。
- ・「政治に関する活動」とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動をいいます。
- ・「選挙に関する活動」とは、特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいいます。
- ・「まちづくり」は、第1条に掲げる目的をめざし、市民、市議会及び市の個々の取り組みや協働することにより、その成果の達成が期待されます。
- ・「公共の福祉」とは、社会全体の利益をいいます。

## 第2章 みんなが輝くまちづくり

### (人権の尊重)

**第3条 市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。**

**2 市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。**

#### 【条文の概要】

- ・「人権」とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、人類が多年にわたって獲得してきた権利です。
- ・差別やいじめを許さないことなど、市民一人一人が生き生きと生きる社会を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊び合うことが大切です。
- ・この思いのもと、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことにより、基本的人権が守られた住みよいまちが創造されます。
- ・心の通った福祉サービスの充実や地域福祉の推進なども、「人権」に照らし合わせ、互いの尊重や思いやりの心を持った支え合いのなかで、人権が尊重される共生と安心のまちにつながります。
- ・本市では、人権尊重のまちづくりについて、あらゆる差別のない市の実現に寄与することを目的とした野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例(平成16年野洲市条例第119号)を制定しています。
- ・本条では、生存基盤である人権の尊重が、すべての活動の基盤となることを確認し、まちづくりを担う市民の権利と義務として定めています。

### (環境への配慮)

**第4条 市民は、すべての活動において、地球環境を尊び、自然との共生を図ります。**

**2 市民は、豊かで良好な自然環境を享受する権利を持ちます。**

#### 【条文の概要】

- ・地球環境は、人類を創造し、はぐくんできた母体そのものです。
- ・私たち市民は、今の地球環境や地域の自然環境が危機的状況にあることを認識し、地球的視点に立って地域の「環境」を考え、豊かで良好な自然環境を創造し、次世代に引き継いでいかなければなりません。
- ・本市では、環境問題の最大の課題であるエネルギー問題を環境政策の柱と位置付け、地域全体の取り組みを推進しています。
- ・豊かな自然環境及び良好な環境の保全について基本理念を定め、現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした野洲市環境基本条例(平成16年野洲市条例第136号)を制定しています。
- ・本条では、市民が水や緑を環境の鏡とし、自然との共生を基調とした行動をすべての活動の基盤に、生存基盤である豊かで良好な自然環境を享受する権利を定めています。

### (たくましい地域経済)

**第5条 市民は、地域の資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。**

#### 【条文の概要】

- ・「地産地消」とは、「地域で生産したものを地域で消費すること」をいうもので、本市の地産地消は、里山から田園、河川、琵琶湖などの多くの自然の恵みに代表される第一次産品、加工品や製造品などの第二次製品、多種多様なサービス産業のほかに、市民活動により提供するサービスを含め、それらを貴重なまちの資源として、市域で消費するという考え方です。

- ・学校給食などにおいても、地域の産品を積極的に取り入れ、地産地消を推進します。
- ・市民活動の継続性を支えるためには、様々な形による一定の経済性も必要です。市民活動による公益性のあるサービスの取り組みを更に推進することで、新しい地域産業の振興につなげます。
- ・市は、環境に配慮しながら上記の支援や既存企業の事業拡大、企業の立地などを促進し、たくましい地域経済をめざします。

#### (協働のまちづくり)

**第6条 市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、対等な関係に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。**

##### 【条文の概要】

- ・「まちづくり」とは、公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくことです。
- ・「協働」とは、目的を共有し、相互に補完し合い、物事を進めることです。
- ・協働のまちづくりは、市民、市議会及び市が、目的を共有し、その特性を生かして、対等な関係に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造することです。
- ・そのまちづくりの進め方は、「一人一人が主役」で「共生」を基本に、「個人でできることは個人で(自助)、個人ができないときは団体で(共助)、団体でできないときは市とともに(公助)」という姿勢です。このことは、多くの実践例から言えることです。

#### (学び合い)

**第7条 市民は、互いにふれあいやきずなを通し、生涯にわたって学び合い、知恵や力をはぐくみます。**

##### 【条文の概要】

- ・市民の活動は、まちづくりの原動力となっています。
- ・市民は、学習の機会を提供するなど、互いのふれあいやきずなを通して知恵や力がはぐくまれます。
- ・自治会活動など地域での市民活動がその受け皿となって、互いに学び合います。
- ・こうした取り組みのなかで、人はまちをつくり、まちは人を育てていきます。

### 第3章 みんなの役割

#### (市民の役割)

**第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。**

##### 【条文の概要】

- ・自らが持つ知恵と力をまちづくりのために発揮することが、協働のまちづくりの原点です。

#### (市民活動団体の役割)

**第9条 市民活動団体は、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。**

##### 【条文の概要】

- 第8条に規定する市民の役割のほかに、市民活動団体の役割を個別に明記しています。
- ・本市では、300 団体以上(平成 18 年 3 月現在。「野洲市市民活動データブック」から)の市民活動団体が様々な分野で活動しています。
  - ・市民活動は、自らの意志で主体的に行われる公益性のある活動であり、市民活動団体

は、その担い手となります。市民活動団体は、それぞれの目的や使命と共に、楽しさややりがいを多くの市民に伝え、その活動の幅や、輪を広げていくことが大切です。

#### **(自治会の役割)**

**第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。**

##### **【条文の概要】**

第8条に規定する市民の役割のほかに、自治会の役割を個別に明記しています。

- ・本市では、現在、89の自治会(平成18年12月現在)がそれぞれの地域で活動しています。
- ・地域に住む住民を中心に構成される自治会は、地域のことは地域で考え行動しようという考えのもと、地域自治の主体として、防災や防犯活動など、地域の安心と安全につながる活動をはじめ、地域の住みよい生活環境の充実に向けそれぞれの地域的課題に対処しています。
- ・さらに、その地域を活動範囲とする市民活動団体と連携することで、地域全体が活性化している実践例があり、そうした取り組みを参考に市全体に広げていくことが必要です。

#### **(事業者の役割)**

**第11条 事業者は、地域社会への貢献などの社会的責任を果たします。**

##### **【条文の概要】**

第8条に規定する市民の役割のほかに、事業者の役割を個別に明記しています。

- ・事業者は、本市の地域の様々な資源を生かして事業を営むことから、企業市民として地域社会への貢献など、社会的責任を果たすことが求められています。
- ・事業者は、地球温暖化防止をはじめとする環境貢献活動など、事業者自らが主体となった活動のほか、市民や市と連携するなかで、企業が持つ技術力の提供、市民活動に参加する従業員への支援など様々な市民活動への支援も期待されています。

#### **(市議会の役割)**

**第12条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たします。**

##### **【条文の概要】**

- ・市議会は、住民によって選出された議員で構成され、市民の知恵や力がその意思として市政に反映されるよう、行政のチェック機能、条例等の議決など、本市の意思決定機関として重要な役割があり、その機能を果たすこととしています。

#### **(市長及び市の役割)**

**第13条 市長は、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例を遵守します。**

**2 市は、自らの権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行します。**

##### **【条文の概要】**

- ・市長は、住民によって選出された市政運営の責任者として、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことなど、この条例を遵守することとしています。

#### **(市職員の役割)**

**第14条 市職員は、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話、調整及び**

**職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。**

【条文の概要】

- ・市職員は、地域の一員として、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話能力、市民と市民をコーディネートする調整能力及び職務に必要な専門能力を高め、全体の奉仕者として、その職責を果たすこととしています。

#### **第4章 みんなに必要な情報**

**(知る権利)**

**第15条 市民は、市が保有するまちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。**

【条文の概要】

- ・市民が様々な活動を行う際、関連する必要な情報を得ることは重要です。
- ・本市では、市民の公文書の公開を請求する権利や、保有する情報の一層の公開を図り、「市民の知る権利」を保障することなどを目的とする野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)を制定しています。
- ・情報公開条例で既に規定している「市民の知る権利」を情報の共有の柱として、本条例で位置付けています。

**(行政情報と市民情報の共有)**

**第16条 市は、前条に規定する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を提供します。**

**2 市民は、自らが保有するまちづくりに関する情報を積極的に提供します。**

【条文の概要】

- ・まちづくりに関する情報は、まちづくりにかかわるみんなの財産として、共有化が必要です。
- ・市は、市民が自ら考え行動するために、保有する情報を速やかに、わかりやすい状態で積極的に提供することが前提となります。野洲市情報公開条例に基づき実施されている情報公開制度と情報提供制度は、市民と市の情報共有に欠かせない制度であることから、本条例において、その骨子を定め既存条例との体系化を図るものです。
- ・市は、市民のまちづくりに関する情報を得ることが大切です。
- ・市民同士の情報の共有化から市民活動の拡大や連携につながります。

**(市民活動の情報)**

**第17条 市は、前条第2項に規定する情報の共有化を図るため、市民活動の情報を登録し、公表します。**

**2 前項に規定する登録に関する必要な事項は、別に定めます。**

【条文の概要】

- ・前条に定める市民情報の共有化に向け、具体的に制度化するものです。
- ・市は、市民活動の内容をとりまとめた「市民活動データブック」を発行しており、その情報を多くの人が活用することができます。

**(個人情報の保護)**

**第18条 市は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護します。**

【条文の概要】

- ・野洲市個人情報保護条例(平成16年野洲市条例第10号)をその基準とするものです。



## **第5章 みんなの参加 (まちづくりへの参加権)**

**第19条 市民は、自らが主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます。**

【条文の概要】

- ・まちづくりへの参加や活動は、市民一人一人の意志に基づいて行われるものです。
- ・本条は、市民が自らの主体性が尊重され、まちづくりに参加することを権利として定めています。行政への参加のみならず、様々な市民活動への参加が推進されることにつながります。

### **(参加機会の保障)**

**第20条 市の主催する会議は、原則として公開します。**

**2 市が設置する審議会などの委員の選任には、年齢や性別などを考慮し、幅広い市民参加を図ります。**

**3 前項の委員には、公募により選任された者が含まれることを原則とします。**

**4 市は、市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実し、常に多様な参加機会を確保します。**

【条文の概要】

(第1項)

- ・市民参加を具体的に保障するため、市が主催する会議などは、原則として公開が必要です。情報提供制度と併せて公開する会議は、あらかじめ市民に適当な方法で知らせることも必要です。
- ・野洲市情報公開条例では、附属機関などの会議の公開について「法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。」と規定しています。

(第2項)

- ・市には、法令や条例などの規定により、多くの審議会などが設置されますが、年齢バランスや男女の比率、障がい者の参加など、社会的公平感のある幅広い市民参加が必要です。
- ・野洲市男女共同参画推進条例(平成16年野洲市条例第122号)では、「男女が共に社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念に掲げています。
- ・委員の選任には、第17条の規定により登録された市民から選任することも必要です。

(第3項)

- ・委員の公募に際しては、積極的に応募しやすく、公平な公募委員枠を確保することが必要です。

(第4項)

- ・市の広聴制度は、電子メール(市長へのメール)、ファックス、声の投書箱、通信箱(本庁舎及び分庁舎)などが実施されており、そうした制度のより一層の充実と、多様な参加の機会について、参加を求める内容に応じて確実に市民に保障されることが必要です。

### **(市民への意見募集)**

**第21条 市は、重要な施策を決定するときは、市民から意見を募集します。**

**2 市は、前項の規定により提出された市民の意見を考慮して、意思の決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表します。**

### 3 前2項に規定する意見の募集や公表に関する必要な事項は、別に定めます。

#### 【条文の概要】

- ・市において、重要施策に対する意見募集は、その策定過程で実施されていますが、市民のまちづくりの参加権を保障するために、具体的に制度化を図るものです。
- ・市が意見を募集する際には、提出された意見について、具体的にどのような検討過程を経て意思決定されるのか、その取扱いを明示することが必要です。
- ・条例や各種計画など市民生活に係る重要施策に関する具体的な内容は、別に定めるものとしています。

#### （住民投票）

**第22条** 市は、住民(市内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)市議会又は市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票権は、16歳以上の住民を原則とし、住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 【条文の概要】

- ・住民投票制度は、市政に関する重要事項について、直接多くの住民の声を聞くための有効な手段です。
- ・年齢要件に関しては、16歳以上の住民を原則とし、住民投票に関する必要な事項は、住民投票条例を別に定めるものとしています。
- ・義務教育を修了した人には、主体性をもって行動することが求められ、義務教育の時期からの教育や、16歳からのボランティア参加など市民活動を実践できる受け皿などが必要です。

## 第6章 みんなにわかる行政運営

#### （行政評価）

**第23条** 市は、実施する事務や事業について能率的かつ効果的な運営を図るため、その評価を行い、結果を市民にわかりやすく公表します。

#### 【条文の概要】

- ・行政運営は、市民に対してより一層の透明性が求められています。
- ・行政評価は、野洲市総合計画に基づき、市が実施する事務や事業を対象に、自己評価するものですが、将来的には、第三者機関などによる外部評価の検討も必要です。
- ・評価方法や評価結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市の説明責任を果たします。
- ・評価の結果、事務や事業の優先度を判断し、市の予算の重点配分につなげます。

#### （財政運営）

**第24条** 市長は、前条の評価を踏まえ、財政の健全性を確保します。

2 市長は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

#### 【条文の概要】

- ・市長は、必要な財源を確保し、効率的機能的に配分する財政運営が必要です。
- ・市の予算の内容などは、市民生活にかかわる情報や市民が関心ある情報をわかりやすく公表するとともに、市の説明責任を果たします。

## 第7章 みんなで支え合う市民活動

### (市民活動の促進)

第25条 市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講じます。

#### 【条文の概要】

- ・市民活動を多くの市民が実践し、公益性のあるサービスの担い手として、その役割を担うことをめざし、市民活動を促進します。
- ・市は、野洲市市民活動促進計画などに基づき、具体的に必要な措置を講ずるとともに、市民活動及び自治会活動への支援を図ります。
- ・市民活動の喚起を図るため、表彰することも必要です。

### (基金の設置)

第26条 市長は、市民活動の支援に要する資金を積み立てるため、基金を設置します。

2 基金は、前項の目的に沿った市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を積み立てます。

#### 【条文の概要】

- ・市民活動団体の多くは、その一番の課題として、活動資金が不足して十分な活動ができないといった悩みを抱えています。
- ・自立した活動をする市民活動団体の更なる活性化を図るため、市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を原資として、基金を設置するものです。

## 第8章 みんなで育てる条例

### (この条例の位置付け)

第27条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

#### 【条文の概要】

- ・この条例は、第1条の目的の実現を図り、まちづくりの基本的な事項を定めたものであり、本市のまちづくりにおける最高規範（行動や判断の規準）として位置付けるものです。

### (継続的な改善)

第28条 市民、市議会及び市は、この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続した改善を行い、よりよいまちづくりにつなげます。

#### 【条文の概要】

- ・この条例の成果は、一朝一夕でできるものではありません。まちを構成する主体が、この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて常に計画・実行・点検・改善を継続し、よりよいまちづくりにつなげます。

### (野洲市まちづくり基本条例推進委員会)

第29条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができます。

4 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

【条文の概要】

- ・市長の諮問機関として、この条例を守り育て、その実効性を高めるために野洲市まちづくり基本条例推進委員会を設置するものです。
- ・市長の諮問に応じて、条例の運用状況や、条例見直しに関することなどを審議事項とするほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項を市長へ提言することができるものとしています。
- ・委員会は、第20条の規定に基づき、幅広い市民参加を確保し、具体的な組織及び運営は、別に定めるものとしています。

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、委員会の意見を尊重し、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。

【条文の概要】

- ・この条例は、その時々の変化に伴い、柔軟な対応が必要であり、委員会の意見を踏まえて4年を超えない期間ごとに見直し、必要な措置を講じます。

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。